

履行勧告の申出について

1 履行勧告とは

家庭裁判所の調停や審判などで決まった金銭の支払や面会交流等の義務を守らない人に対して、家庭裁判所が、その義務を履行するように勧告する手続きです。

ご注意 勧告できる内容は、調停・和解条項または審判・判決の主文に記載のあるものに限ります。

ご注意 相手方（義務者）が勧告に応じない場合には、支払等の履行を強制することはできません。

履行勧告の手続きを希望される場合は、申出人が下記の書類を準備して、家庭裁判所に申出をしてください（郵送で差し支えありません。）。

2 申出をする人（申出人）

調停、審判などで支払等を受けることが決まった人（権利者）

3 申出に必要な書類

必要事項を記載した申出書

ご注意 申出書に相手方の住所を記載してください（原則として、相手方（義務者）の住所宛に書面で履行勧告をします。）。

調停調書や審判書などのコピー

ご注意 調停条項で、例えば養育費の支払いが毎月末日払いとなっている場合には、当月分の養育費は末日が経過してから（つまり翌月1日になってから）でないと履行勧告の申出ができません。

義務を守っていないことが分かる資料（預金通帳など）があるときはそのコピー

4 申出に必要な費用

費用はかかりません。

5 申出をする裁判所

支払等が決まった調停、審判などをした家庭裁判所

（大阪家庭裁判所本庁の場合）

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所

調停・審判のとき…家事受付係（家事訟廷事件係）

判決・和解のとき…人事訴訟係